

○ 京都府議会個人情報保護条例施行規程

(令和5年3月31日)
改正 令和6年5月17日
令和7年2月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府議会個人情報保護条例（令和4年京都府条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が別に定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

- (2) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 11 項に規定する保険者番号及び同条第 12 項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 2 条第 10 項に規定する保険者番号及び同条第 11 項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）第 6 条第 1 項第 1 号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第 19 条の 4 第 1 項第 5 号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 45 条第 1 項に規定する加入者等記号・番号等
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 112 条の 2 第 1 項に規定する組合員等記号・番号等
- (8) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 111 条の 2 第 1 項に規定する被保険者記号・番号等
- (9) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 14 条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番号又は同法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号の免許情報記録の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 2 第 1 項に規定する組合員等記号・番号等
- (12) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 10 条第 1 項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

第 161 条の 2 第 1 項に規定する被保険者番号等

- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 8 条第 1 項第 3 号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 12 条第 3 項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号

（要配慮個人情報）

第 4 条 条例第 2 条第 3 項の議長が別に定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）
その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 1 項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において

「健康診断等」という。) の結果

- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手續が行われたこと。

（漏えい等の通知等）

第 5 条 条例第 11 条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が別に定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第 11 条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やか

に、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）の項目

(3) 原因

(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(5) その他参考となる事項

3 前項の規定による通知を行うときは、説明書（別記第1号様式）を添付するものとする。

4 条例第11条第1号に規定する本人への通知が困難な場合における当該通知に代わるべき措置は、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前項の説明書を作成し、これをインターネットの利用により公表することその他の適切な措置とする。

（電磁的方法）

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第7条 条例第16条第2項の議長が別に定める基準は、次のとおりとする。

(1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定める

こと。

- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講じること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講じること。

(個人情報ファイル簿)

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、京都府議会（以下「議会」という。）が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第17条第1項の議長が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

- (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、
 第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
7 条例第17条第2項第1号の議長が別に定める数は、1,000人
 とする。
- 8 条例第17条第2項第1号キの議長が別に定める個人情報ファ
 イルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人
 事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生福利厚生に関する事項
 又はこれらに準じる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用
 又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 ア 執行機関の職員又は当該職員であった者
 イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる
 者の被扶養者又は遺族
- (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイ
 に掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専ら
 その人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関
 する事項又はこれらに準じる事項を記録するもの
- 9 条例第17条第2項第3号の議長が別に定める個人情報ファ
 イルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その
 利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に
 係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的
 及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（保有個人情報開示請求書）

第9条 条例第19条第1項の書面（以下「開示請求書」という。）
 の様式は、保有個人情報開示請求書（別記第2号様式）とする。

（開示請求等における本人確認手続等）

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の
 規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各
 号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、条例第32条第1項の書面（以下「訂正請求書」
 という。）又は条例第39条第1項の書面（以下「利用停止請

求書」という。) (以下この条において「開示請求書等」という。) に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他の者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の

開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定の際に通知すべき事項)

第 11 条 条例第 24 条第 1 項の議長が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第 28 条第 3 項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(保有個人情報開示決定通知書等)

第 12 条 条例第 24 条第 1 項の書面の様式は、保有個人情報開示決定通知書（別記第 3 号様式）とする。

2 条例第 24 条第 2 項の書面の様式は、保有個人情報不開示決定通知書（別記第 4 号様式）とする。

(保有個人情報開示決定等期間延長通知書)

第 13 条 条例第 25 条第 2 項の書面の様式は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（別記第 5 号様式）とする。

(保有個人情報開示決定等期限特例通知書)

第 14 条 条例第 26 条第 1 項の書面の様式は、保有個人情報開示決定等期限特例通知書（別記第 6 号様式）とする。

(第三者情報開示決定通知書)

第 15 条 条例第 27 条第 3 項の書面の様式は、第三者情報開示決定通知書（別記第 7 号様式）とする。

(開示の実施の方法)

第 16 条 条例第 28 条第 1 項の閲覧又は写しの交付の方法は、次項及び第 3 項に定めるところによる。

2 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、当該各号に定めるものを閲覧する方法とする。

(1) 文書又は図画（マイクロフィルムを除く。） 当該文書又は図画（条例第 28 条第 1 項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第 1 号アに規定するもの）

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムをその保有する専用機器により映写し、又は用紙に印刷したもの

3 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。

(1) 文書又は図画（マイクロフィルムを除く。） 次に掲げる方法

ア 当該文書又は図画を複写機により用紙に複写したものとの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものとの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものとの交付

4 議長は、保有個人情報の開示を第 2 項に規定する閲覧の方法により受け、又は受けようとする者が、当該保有個人情報が記録されている物を改ざんし、汚損し、若しくは破損したとき又はこれらのおそれがあると認められるときは、当該保有個人情報の閲覧を停止させ、又は禁止することができる。

5 保有個人情報の開示を第 3 項に規定する写しの交付により行うときの交付部数は、1 件の開示請求につき 1 部とする。

（電磁的記録の開示の方法）

第 17 条 条例第 28 条第 1 項の議長が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 議会が保有する専用機器に

より再生したものの聴取又は複写した物の交付

- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 議会が保有する専用機器により再生したものの視聴又は複写した物の交付
- (3) その他の電磁的記録 次に掲げるもののうち、議長が適当と認める方法
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
 - イ 当該電磁的記録をその保有する専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は光ディスクその他の記録媒体に複写したものの交付

(開示の実施の方法等の申出)

第 18 条 条例第 28 条第 3 項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
 - (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
 - (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨
- 2 条例第 24 条第 1 項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第 28 条第 3 項の規定による申出は、することを要しない。
- 3 第 1 項の書面の様式は、保有個人情報開示実施方法等申出書(別記第 8 号様式)とする。

(写しの作成に要する費用の納付の方法)

第 19 条 条例第 30 条に規定する公文書の写しの作成に要する費用の納付の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 公文書の写しの送付を求める場合にあっては、議長がその送

付をする前に、当該求める第 16 条第 3 項に規定する写しの交付の方法に応じ個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年京都府条例第 32 号）第 6 条第 2 項に規定する費用として知事が定める額の納付をする方法

- (2) 公文書の写しの交付を事務所で受ける場合にあっては、その前又はその際に、前号に規定する納付をする方法

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第 20 条 条例第 30 条に規定する公文書の写しの送付に要する費用の納付の方法は、郵便切手又は知事が定めるこれに類する証票で送付に要する費用の納付をする方法とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第 21 条 訂正請求書の様式は、保有個人情報訂正請求書（別記第 9 号様式）とする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第 22 条 条例第 34 条第 1 項の書面の様式は、保有個人情報訂正決定通知書（別記第 10 号様式）とする。

2 条例第 34 条第 2 項の書面の様式は、保有個人情報不訂正決定通知書（別記第 11 号様式）とする。

(保有個人情報訂正決定等期間延長通知書)

第 23 条 条例第 35 条第 2 項の書面の様式は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（別記第 12 号様式）とする。

(保有個人情報訂正決定等期限特例通知書)

第 24 条 条例第 36 条第 1 項の書面の様式は、保有個人情報訂正決定等期限特例通知書（別記第 13 号様式）とする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第 25 条 利用停止請求書の様式は、保有個人情報利用停止請求書（別記第 14 号様式）とする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第 26 条 条例第 41 条第 1 項の書面の様式は、保有個人情報利用停止決定通知書（別記第 15 号様式）とする。

2 条例第 41 条第 2 項の書面の様式は、保有個人情報利用不停止決

定通知書（別記第16号様式）とする。

(保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書)

第27条 条例第42条第2項の書面の様式は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（別記第17号様式）とする。

(保有個人情報利用停止決定等期限特例通知書)

第28条 条例第43条第1項の書面の様式は、保有個人情報利用停止決定等期限特例通知書（別記第18号様式）とする。

(簡易な手続による保有個人情報の提供)

第29条 議長は、別に定める保有個人情報については、本人又はその代理人からの口頭による求めに応じて、遅滞なく、当該本人の保有個人情報を提供することができるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、同項の求め（以下この項において単に「求め」という。）をする者は、条例第19条第2項の規定の例により、当該求めに係る保有個人情報の本人であること（代理人による求めにあっては、当該保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

(条例の施行状況の公表)

第30条 条例第50条の規定による公表は、開示請求等の件数及び処理状況その他必要な事項を京都府公報に登載して行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「京都府議会個人情報保護条例施行規程（令和5年3月31日制定）の施行後遅滞なく」とする。

説明書

京都府議会個人情報保護条例（令和4年京都府条例第37号）第11条の規定による通知事項
(年月日時 分現在)

事項		状況	
1 事 態 の 概 要	発 生 日 :	発 生 事 案 :	<input type="checkbox"/> 偽えい　□ 偽えいのおそれ <input type="checkbox"/> 滞失　□ 滞失のおそれ <input type="checkbox"/> 破損　□ 破損のおそれ
概 要 :	経緯・経過 :		

2 1の偽えい・滯失・異常が発生し、又は発生したおそれのある保有個人情報の項目

3 発 生 の 原 因

4 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

5 そ の 他 参 考 と な る 事 項

6 備 考

担当課等:

電話:
FAX:
e-mail:

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

※

年 月 日

保有個人情報開示請求書

京都府議会議長 様

(ふりがな)

姓

名

住所又は居所

氏

号

連絡先(上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合)

氏

番 号
年 月 日

様

京都府議会議長



保有個人情報開示請求決定通知書

年 月 日付で請求の保有個人情報の開示については、京都府議会個人情報保護条例（令和4年京都府条例第37号）第24条第1項の規定により、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

2 不開示とした部分とその理由（開示しない理由が消滅する期日は、その期日）

2 不開示とした部分とその理由（開示しない理由が消滅する期日は、その期日）

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府議会議長に審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府議会議長となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 開示する保有個人情報の利用目的

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 備考欄

4 備考欄

保有個人情報不開示決定通知書
年 月 日付で請求の保有個人情報の開示については、京都府議会個人情報保護条例（令和4年京都府条例第37号）第24条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等

2 開示しないこととした理由
(開示しない理由が消滅する期日がある場合は、その期日)

3 備 考

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府議会議長に審査請求をすることができます。
- 2 この決定があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府議会議長となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

担当課等：
電 話：
F A X：
e-mail：

番 号
年 月 日

様

京都府議会議長

印

〔保有個人情報開示決定等期間延長通知書〕

年 月 日 付けで請求の保有個人情報の開示について、京都府議会個人情報保護条例（令和4年京都府条例第37号）第25条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	年 月 日 (開示決定等期間)
2 延長後の期間	年 月 日 (開示決定等期間)
3 延長の理由	
4 備考	

担当課等:
電話:
FAX:
e-mail:

番 号
年 月 日

印

京都府議会議長

印

〔保有個人情報開示決定等期間特例通知書〕

年 月 日 付けで請求の保有個人情報の開示について、京都府議会個人情報保護条例（令和4年京都府条例第37号）以下「条例」という。) 第26条第1項の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	年 月 日までに開示決定等を行います。
2 条例第26条第1項の規定(開示決定等の期間の特例)を適用する理由	条例第25条第2項に定める期間内に開示決定等が可能な部分については、年 月 日までに開示決定等を行います。
3 保有個人情報について開示決定等をする期限	条例第25条第2項に定める期間内に開示決定等が可能な部分については、年 月 日までに開示決定等を行います。
4 備考	

番 号
年 月 日

様

京都府議会議長

印

第三者情報開示決定通知書
 あなた（貴社）に関する保有個人情報については、下記のとおり開示することと決定しましたので、京都府議会個人情報保護条例（令和4年京都府条例第37号）第27条第3項の規定により通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等			
2 開示することとした理由			
3 開示決定をした日	年 月 日		
4 開示を実施する日	年 月 日		
5 備考			

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府議会議長に審査請求することができます。
- この決定については、この決定があつたことを知った日（「1」の審査請求した場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を代表する者は、京都府議会議長となります。）京都府議会議長に処分の取消しの請求を提起することができます。

担当職等：
 電 話：
 FAX：
 e-mail：

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等 文書番号： 第 号 日 付： 年 月 日	
2 求める開示の実施方法等 1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 実施の方法 (1) 閲覧 (2) 写しの交付	(1) 全部 (2) 一部 () (1) 全部 (2) 一部 ()
3 実施の希望日	年 月 日 午前・午後 時
4 「写しの交付」の希望の有無	有：同封する郵便切手等の額 無 ※ 引に連絡した際の郵便切手を同封してください。
5 備考	

※ 保有個人情報開示請求書に記載した「求める開示の実施方法等」と変更のない場合には、この書類の提出は不要です。

保有個人情報訂正請求書

番 月 日

（ふりがな）

氏名

住所又は居所

〒 （
連絡先（上記以外の連絡先がある場合・代理人により請求する場合）
代理人の氏名又は名称
代理人の氏名又は名称

京都府議会個人情報保護条例（令和4年京都府条例第37号。以下「条例」といいます。）第32条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	※ 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に限ります（条例第31条第3項）。
2 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	日付： 年 月 日	開示決定通知書の文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
3 訂正請求の趣旨 及び理由 ※ 別紙への記載も可能です。	(趣旨：どのような訂正を求めるかについて記載してください。 理由：訂正請求の趣旨を裏付ける根拠について記載してください。)	
4 本人確認等	<input type="checkbox"/> 本人（イ）を記載 <input type="checkbox"/> 法定代理人（ウ）及び ^{又は} 委託人（エ）を記載 <input type="checkbox"/> 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限ります。） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ※ 請求書の送付による請求の場合には、加えて住民票の写し等（複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。)	

ア 本人の状況等 □未就学児童 □在学児童 □在籍生年者（ □未成年者（ □任意代理人委任者 エ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 ○戸籍謄本 ○登記事事務証明書 ※ 代理人による訂正請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限ります。	イ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ○出生後見人 ○成年後見人 ○委任状 オ 請求書の提出する場合は、次の書類を提示し、又は提出してください。 ○戸籍謄本 ○登記事事務証明書 ※ 代理人による訂正請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限ります。
--	---

受付時間 記入欄 備考	担当課等 受付場所 受付年月日 備考
-------------------	-----------------------------

（教示）
1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府議会議長に審査請求することができます。
2 この決定については、この決定があつたことを知った日よりから起算して6箇月以内に、京都府議長として（所轄において京都府を被告として）京都府議会議長となりますが、京都府議長と同様の権限を有することができます。

担当課等：
電 話：
F A X：
e-mail：

京都府議会議長

印

保有個人情報訂正決定通知書
年 月 日付けで請求の保有個人情報の訂正については、京都府議会個人情報保護条例（令和4年京都府条例第37号）第34条第1項の規定により、下記のとおり算定することと決定しましたので通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	2 訂正請求の趣旨
3 訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
4 備考	

番 号
年 月 日

様

京都府議会議長
印

保有個人情報不訂正決定通知書
年 月 日付まで請求の保有個人情報の訂正については、京都府議会個人情報保護条例(令和4年京都府条例第37号)
号) 第34条第2項の規定により、訂正しないことと決定しました。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正をしないこととした理由	
3 備考	
4 備考	

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府議会議長に審査請求することができます。
- 2 この決定があつたことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府議会議長となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

担当課等:
電話: FAX:
e-mail:

担当課等:
電話: FAX:
e-mail:

番 号
年 月 日京都府議会議長
印

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書
年 月 日付で請求の保有個人情報の訂正については、京都府議会個人情報保護条例(令和4年京都府条例第37号)
第35条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 延長後の期間	日(訂正決定等期間 年 月 日)
3 延長の理由	
4 備考	

番 号
年 月 日

京都府議会議長

印

(ふりがな)

姓

名

年 月 日

保有個人情報利用停止請求書

京都府議会議長 様

様

保有個人情報正法定等期限特例通知書

年 月 日付で請求の保有個人情報の訂正については、京都府議会議員個人情報保護条例(令和4年京都府条例第37号。以下「条例」という。)第36条第1項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通しします。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	担当課等: 電 話: FAX: e-mail:
2 条例第36条第1項の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
3 訂正決定等をする期限	年 月 日
4 備考	

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日 ※ 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に限ります(条例第38条第3項)。
2 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
3 利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) □条例第38条第1項第1号該当 → □利用の停止、□消去 □条例第38条第1項第2号該当 → 提供の停止 (理由): 利用停止請求の趣旨を裏付けた根拠について記載してください。

4 本人確認等	<p>ア 利用停止請求者</p> <p>□本人(イを記載) □法定代理人(ウ及びエを記載) □任意代理人(ウ及びオを記載)</p> <p>イ 請求者本人確認書類</p> <p>□連絡免許証 □個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所の記載のあるものに限ります。) □在宅カード、特別永住者証明書又はみなされる外国人登録証明書 □その他()</p> <p>※ 請求書の送付による請求の場合は、加えて住民票の写し等(複写は不可。請求前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。</p> <p>ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)</p> <p>□未就学者(年 月 日生) □成年後見人</p> <p>□任意代理人委任状</p> <p>エ 法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。</p> <p>請求資格確認書類 □戸籍謄本 □終記事項証明書 □その他()</p> <p>※ 法定代理人による利用停止請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限ります。</p> <p>オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。</p> <p>請求資格確認書類 □委任状 □その他()</p> <p>※ 代理人による利用停止請求の場合は、代理人であることを証明する書類については、請求前30日以内に作成されたものに限ります。</p>
---------	--

受付時	担当課等
受記入欄	
受付年月日	
備考	

号日月
番年

常熟府議會議長

6

京都府議會

書知定渢用停止耕種人有某

年月 日付けで請求の保有個人情報の利用停止については、京都府議会個人情報保護条例（令和4年京都府条例第37号）第41条第項の規定により、「記述のとおり利用停止することと決定しましたので通知します。

1

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 利用停止請求の趣旨	
	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
3 利用停止決定をする内容及び理由	
4 備考	

卷之三

年月 日付けで請求の保有個人情報の利用停止については、京都府議会個人情報保護条例（令和4年京都府条例第37号）第41条第項の規定により、「記述のとおり利用停止することと決定しましたので通知します。

1

1 利用停止請求 に係る保有個人 情報の名称等	
2 利用停止をし ないこととした 理由	
3 備 考	

三

144

- (教示)

1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府議会議長に審査請求をすることができます。

2 この決定があつたことを知った日（1）の審査請求した場合は、当該審査請求に対する趣旨があつたことを証明する書類を添付して（虚偽において京都府代を表す者は、原状をもとにして）京都府代をして（虚偽において京都府代を表す者は、原状をもとにして）京都府議会議長に審査請求をすることができます。

且當課等：
電話 F A X :

担当課等： 話： X

番 号
年 月 日

様

京都府議会議長

印

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の利用停止については、京都府議会個人情報保護条例(令和4年京都府条例第37号)第42条第2項の規定により、下記のとおり利用停止等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

1 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等			
2 延長後の期間	日 (利用停止決定等の期限	年	月 日)
3 延長の理由			
4 備考			

担当課等:
電 話:
F A X:
e-mail:

番 号
年 月 日

様

京都府議会議長

印

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求の保有個人情報の利用停止については、京都府議会個人情報保護条例(令和4年京都府条例第37号)以下「条例」という。)第43条第1項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

1 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等			
2 延長の期間	日 (利用停止決定等の期限	年	月 日)
3 延長の理由			
4 備考			

担当課等:
電 話:
F A X:
e-mail: